

○ 国が行う土地改良事業の開始手続等について（昭和49年7月17日付け49構改B第732号農林事務次官依命通知）一部改正新旧対照条文
(下線の部分は改正部分)

改正後	現 行 (最終改正：平成28年4月1日付け27農振第2424号農林水産事務次官依命通知)
<p>第1 法第85条の申請による事業の場合</p> <p>法第85条の申請による事業は、同条並びに法第86条、第87条及び第88条の規定による手続を行うのであるが、この場合における申請前の準備手続、申請、事業計画の公告縦覧及び利害関係人の審査請求等の手続の要領については、土地改良区の設立手続等に係るものによるほか、次によるものとする。</p> <p>1 申請前の準備手続</p> <p>(1) 申請人</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 2以上の土地改良事業の施行を併せて申請する場合は、申請人を各土地改良事業ごとに定める必要はない。</p> <p>ただし、当該申請人が特定の土地改良事業に偏らないよう留意する必要がある。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) その他の必要な事項</p> <p>ア 負担金に関する事項の作成</p> <p>国営事業の事業費（建設利息を含む。）のうち事業施行地域内の土地に係る3条資格者及び関係市町村から徴収されることとなる負担金に関する事項を定めるものとし、その記載要領は、別紙2によるものとする。</p> <p>なお、指定工事が予定される地区においては、指定工事に係る部分とそれ以外の部分に区分して負担割合を定めるものとし、当該工事に係る負担金の支払期間の始期は、原則として当該工事が完了した年度の翌年度の初日とする旨を明記するものとする。</p>	<p>第1 法第85条の申請による事業の場合</p> <p>法第85条の申請による事業は、同条、第86条、第87条及び第87条の3の規定による手続を行うのであるが、この場合における申請前の準備手続、申請、事業計画の公告縦覧及び利害関係人の審査請求等の手続の要領については、土地改良区の設立手続等に係るものによるほか、次によるものとする。</p> <p>1 申請前の準備手続</p> <p>(1) 申請人</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 2以上の土地改良事業の施行を併せて申請する場合は、申請人を各土地改良事業ごとに定める必要はなく、各土地改良事業のすべてを通じ15人以上あればよい。</p> <p>ただし、当該申請人が特定の土地改良事業に偏らないよう留意する必要がある。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) その他の必要な事項</p> <p>ア 負担金に関する事項の作成</p> <p>国営事業の事業費（建設利息を含む。）のうち事業施行地域内の土地に係る3条資格者及び関係市町村から徴収されることとなる負担金に関する事項を定めるものとし、その記載要領は、別紙2によるものとする。</p> <p>なお、指定工事が予定される地区においては、指定工事に係る部分とそれ以外の部分に区分して負担割合を定めるものとし、当該工事に係る負担金の支払は、原則として当該工事が完了した年度の翌年度から開始される旨を明記するものとする。</p>

また、施設機能監視制度の適用を受けようとするときは、第一種工事（令第52条の2第4項第3号イに規定する第一種指定工事及び同項第4号イに規定する第一種工事をいう。別紙2を除き、以下同じ。）及び第二種工事の事業費の総額及び内訳を定め、併せて第一種工事及び第二種工事のうち指定工程以外の部分に係る負担金の支払期間の始期は、原則として当該工事が完了した年度の翌年度の初日とする旨を明記するものとする。

さらに、国営事業の工事完了の公告のあった日以後8年を経過する日までに、当該土地を当該国営事業の計画において予定した用途以外の用途に供するため所有権の移転等をした場合には、特別徴収金が徴収されることがある旨を十分周知させるものとする。

イ（略）

(6)～(8)（略）

2（略）

3 申請の同意

(1) 3条資格者の計数の方法

ア 同一の事業施行地域内における次に掲げる者については、名寄せを行い、一人の3条資格者として計数する。

(ア) 二以上の土地を所有している3条資格者

(イ) 共有者が同一の二以上の共有地の代表者

イ 同一の事業施行地域内における次に掲げる者については、名寄せを行わず、それぞれの土地につき一人の3条資格者として計数する。

(ア) 共有地の代表者であり、かつ、当該共有地以外の土地を所有している3条資格者である者

(イ) 共有者が異なる二以上の共有地の代表者

ウ 所有権以外の使用収益権を有する者の計数の方法についても、ア及びイの例によるものとする。

(2)・(3)（略）

(4) 上記(2)又は(3)の同意を徴するに当たっては、申請人は、3条資格者に対し、計画の概要等を十分説明する必要があることはもちろんであるが、特に事業に要する費用については、その後の労賃、物価等の推移によって変動することがある旨を十分周知させるものとする。

また、施設機能監視制度の適用を受けようとするときは、第一種工事（令第52条の2第4項第3号イに規定する第一種指定工事及び同項第4号イに規定する第一種工事をいう。別紙2を除き、以下同じ。）及び第二種工事の事業費の総額及び内訳を定め、併せて第一種工事及び第二種工事のうち指定工程以外の部分に係る負担金の支払は、原則として当該工事が完了した年度の翌年度から開始される旨を明記するものとする。

さらに、国営事業の工事完了の公告のあった日以後8年を経過する日までに、当該土地を当該国営事業の計画において予定した用途以外の用途に供するため所有権の移転等をした場合には、特別徴収金が徴収されることがある旨を十分周知させるものとする。

イ（略）

(6)～(8)（略）

2（略）

3 申請の同意

(新設)

(1)・(2)（略）

(3) 上記(1)又は(2)の同意を徴するに当たっては、申請人は、3条資格者に対し、計画の概要等を十分説明する必要があることはもちろんであるが、とくに事業に要する費用については、その後の労賃、物価等の推移によって変動することがある旨を十分周知させるものとする。

また、指定工事の指定又は施設機能監視制度の適用が予定される場合にあっては、原則として指定工事又は第一種工事及び指定工程を除く第二種工事が完了した年度の翌年度の初日から、当該指定工事又は第一種工事及び指定工程を除く第二種工事に係る負担金の支払が開始される旨を十分周知させるものとする。

4 (略)

5 適否の決定及び土地改良事業計画の決定等

(1)・(2) (略)

(3) 工事の着手及び都道府県負担金予定額の通知等
ア～オ (略)

カ 関係地方農政局長は、換地計画を定める必要がある事業について、工事に着手する前においては則第90条の5第1項に規定する事項を、また、当該事業の工事に着手したときはその旨を法第113条の4第1項の規定により農林水産大臣名をもって所轄登記所に届け出るものとする。

(4) (略)

6 計画の変更

計画確定後の計画変更の取扱いについては、前記5の(4)で示す関連通知によるほか、次によるものとする。

(1) 重要な部分の変更の取扱い

法第88条第1項の規定に基づき、土地改良事業の施行地域又は則第67条の6で適用する則第38条の2に規定する重要な部分に係る計画変更を行おうとする場合(法第88条第6項において準用する法第48条第6項に規定する手続により計画変更を行う場合を除く。)には、次に定めるところによるものとする。

ア 変更後の計画の概要の作成

関係地方農政局長は、法第88条第6項において準用する法第87条の2第8項の地域住民等からの意見聴取のための縦覧に係る変更後の計画の概要(案)を作成し、農村振興局長に提出するものとする。

イ (略)

ウ 計画の概要等

関係地方農政局長は、上記イの結果を踏まえ、法第88条第1項の規定による変更後の計画の概要、全体構成、予定管理方法及びその他必要

また、指定工事の指定又は施設機能監視制度の適用が予定される場合にあっては、原則として指定工事又は第一種工事及び指定工程を除く第二種工事が完了した年度の翌年度から、当該指定工事又は第一種工事及び指定工程を除く第二種工事に係る負担金の支払が開始される旨を十分周知させるものとする。

4 (略)

5 適否の決定及び土地改良事業計画の決定等

(1)・(2) (略)

(3) 工事の着手及び都道府県負担金予定額の通知等
ア～オ (略)

カ 関係地方農政局長は、換地計画を定める必要がある事業について、工事に着手する前においては則第90条の4第1項に規定する事項を、また、当該事業の工事に着手したときはその旨を法第113条の3第1項の規定により農林水産大臣名をもって所轄登記所に届け出るものとする。

(4) (略)

6 計画の変更

計画確定後の計画変更の取扱いについては、前記5の(4)で示す関連通知によるほか、次によるものとする。

(1) 重要な部分の変更の取扱い

法第87条の3第1項の規定に基づき、土地改良事業の施行地域又は則第61条の7で適用する則第38条の2に規定する重要な部分に係る計画変更を行おうとする場合(法第87条の3第6項において準用する法第48条第6項に規定する手続により計画変更を行う場合を除く。)には、次に定めるところによるものとする。

ア 変更後の計画の概要の作成

関係地方農政局長は、法第87条の3第6項において準用する法第87条の2第8項の地域住民等からの意見聴取のための縦覧に係る変更後の計画の概要(案)を作成し、農村振興局長に提出するものとする。

イ (略)

ウ 計画の概要等

関係地方農政局長は、上記イの結果を踏まえ、法第87条の3第1項の規定による変更後の計画の概要、全体構成、予定管理方法及びその他

な事項を作成し、同条第6項で準用する法第5条第6項又は第7項の承認又は同意を必要とする場合には、1の(2)に準拠して当該承認又は同意を得て、法第88条第1項の規定による公告文(案)並びに地域住民等から意見書の提出があった場合にあっては、その意見の概要及び対応方針案を、意見書の提出がなかった場合にはその旨を記載した書面を農村振興局長へ提出するものとする。

エ (略)

オ 計画変更についての同意

(ア) 関係地方農政局長は、エの(イ)の公告後、直ちに関係都道府県、関係市町村及び関係土地改良区等の協力を得て法第88条第1項第1号又は同条第6項において準用する法第48条第4項に規定する同意(農用地造成事業等については当該同意のほか、法第88条第2項の同意及び同条第3項において準用する法第5条第5項の意見)を徴集するものとする。

なお、当該同意については、3の例によるものとする。

(イ) (略)

カ (略)

(2) 特に軽微な地域の追加に係る計画変更の取扱い

法第88条第6項において準用する法第48条第6項に規定する手続により計画変更を行おうとする場合には、次に定めるところによるものとする。

ア 事業参加の申出

(ア) 法第88条第6項で準用する法第48条第6項に規定する3条資格者の申出は、則第67条の14で準用する則第38条の6の6に規定する申出書より、関係都道府県知事を経由して行うものとする。申出に当たっては、申出をしようとする者は次の点に留意する必要がある。

a (略)

b 農用地造成事業等について申出を行うときは、当該申出のほか法第88条第2項の規定により農用地外資格者全員の同意を得ることが必要であるので、申出と同時に同意徴集ができるようあらかじめ同意を取りまとめておくこと。

(イ)～(エ) (略)

必要な事項を作成し、法第87条の3第6項で準用する法第5条第6項又は第7項の承認又は同意を必要とする場合には、1の(2)に準拠して当該承認又は同意を得て、法第87条の3第1項の規定による公告文(案)並びに地域住民等から意見書の提出があった場合にあっては、その意見の概要及び対応方針案を、意見書の提出がなかった場合にはその旨を記載した書面を農村振興局長へ提出するものとする。

エ (略)

オ 計画変更についての同意

(ア) 関係地方農政局長は、エの(イ)の公告後、直ちに関係都道府県、関係市町村及び関係土地改良区等の協力を得て法第87条の3第1項第1号又は同条第6項において準用する同法第48条第4項に規定する同意(農用地造成事業等については当該同意のほか、法第87条の3第2項の同意及び同条第3項において準用する同法第5条第5項の意見)を徴集するものとする。

なお、当該同意については、3の例によるものとする。

(イ) (略)

カ (略)

(2) 特に軽微な地域の追加に係る計画変更の取扱い

法第87条の3第6項において準用する法第48条第6項に規定する手続により計画変更を行おうとする場合には、次に定めるところによるものとする。

ア 事業参加の申出

(ア) 法第87条の3第6項で準用する法第48条第6項に規定する3条資格者の申出は、則第61条の9の3で準用する則第38条の6の6に規定する申出書より、関係都道府県知事を経由して行うものとする。申出に当たっては、申出をしようとする者は次の点に留意する必要がある。

a (略)

b 農用地造成事業等について申出を行うときは、当該申出のほか法第87条の3第2項の規定により農用地外資格者全員の同意を得ることが必要であるので、申出と同時に同意徴集ができるようあらかじめ同意をとりまとめておくこと。

(イ)～(エ) (略)

イ～エ (略)

7 事業の廃止

計画確定後の事業の廃止の取扱いについては、次に定めるところによるほか、6の計画変更の場合の例によるものとする。

(1) 事業の廃止の理由等

ア 関係地方農政局長は、法第88条第1項の規定に基づき土地改良事業を廃止しようとするときは、同項及び同条第6項において準用する法第87条の2第8項の規定に基づく公告文(案)並びに廃止する旨、廃止する理由、廃止しようとする事業の処理に関する事項及びその他必要な事項(以下「廃止の理由等」という。)の案を作成し(2以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、廃止に係る各土地改良事業につき作成し)、農村振興局長に提出するものとする。

イ (略)

(2) 事業の廃止についての同意

関係地方農政局長は、法第88条第1項の規定に基づく公告をした場合は、関係都道府県、関係市町村及び関係土地改良区等の協力を得て同項第2号に規定する同意を徴集するものとする。

(3) (略)

(4) 事業が廃止された場合の負担金の取扱い等

事業が廃止された場合の負担金の負担については、法第90条第1項の規定により、農林水産大臣が関係都道府県知事と協議して定めることとされており、この手続は、法第88条第4項に規定する協議を円滑に進めるため、あらかじめ了しておく必要がある。

(5) (略)

8 工事完了の公告及び届出

(1) 公告

関係地方農政局長は、国営事業の工事が完了した場合には、法第113条の3の規定による工事完了の公告の手続を行うものとする。

(2) 届出

関係地方農政局長は、国営事業が完了した場合において当該事業がその性質上換地計画を定める土地改良事業であるときは、法第113条の4第2項の規定により工事完了の旨を農林水産大臣名により所轄登記所に届け出

イ～エ (略)

7 事業の廃止

計画確定後の事業の廃止の取扱いについては、次に定めるところによるほか、6の計画変更の場合の例によるものとする。

(1) 事業の廃止の理由等

ア 関係地方農政局長は、法第87条の3第1項の規定に基づき土地改良事業を廃止しようとするときは、法第87条の3第1項及び第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定に基づく公告文(案)並びに廃止する旨、廃止する理由、廃止しようとする事業の処理に関する事項及びその他必要な事項(以下「廃止の理由等」という。)の案を作成し(2以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、廃止に係る各土地改良事業につき作成し)、農村振興局長に提出するものとする。

イ (略)

(2) 事業の廃止についての同意

関係地方農政局長は、法第87条の3第1項の規定に基づく公告をした場合は、関係都道府県、関係市町村及び関係土地改良区等の協力を得て法第87条の3第1項第2号に規定する同意を徴集するものとする。

(3) (略)

(4) 事業が廃止された場合の負担金の取扱い等

事業が廃止された場合の負担金の負担については、法第90条第1項の規定により、農林水産大臣が関係都道府県知事と協議して定めることとされており、この手続は、法第87条の3第4項に規定する協議を円滑に進めるため、あらかじめ了しておく必要がある。

(5) (略)

8 工事完了の公告及び届出

(1) 公告

関係地方農政局長は、国営事業の工事が完了した場合には、法第113条の2の規定による工事完了の公告の手続を行うものとする。

(2) 届出

関係地方農政局長は、国営事業が完了した場合において当該事業がその性質上換地計画を定める土地改良事業であるときは、法第113条の3第2項の規定により工事完了の旨を農林水産大臣名により所轄登記所に届け出

るものとする。ただし、当該換地計画に係る地域の全部について工事が完了する以前に換地処分を行う場合には、工事完了の旨の届出に代えて、換地計画決定の公告をした時にその旨届け出るものとする。

第2 法第85条の2の申請による事業の場合

1 (略)

2 市町村特別申請事業

市町村が法第85条の2第6項の規定により市町村の議会の議決を経てする同条第1項の規定に係る事業（以下「市町村特別申請事業」という。）の開始手続等については、次によるもののほか、おおむね第1の法第85条の申請による事業の場合の例によって行うものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 計画の変更

計画確定後の計画変更の取扱いについては、前記第1の5の(4)で示す関係通知によるほか、次によるものとする。

ア 計画の概要等の作成

法第88条第7項の規定による変更後の計画概要及び予定管理方法等その他必要な事項は、関係地方農政局長が作成し、併せて、同条第10項において準用する法第87条の2第8項の規定による公告文（案）を農村振興局長に提出するものとする。

イ・ウ (略)

エ 関係土地改良区等の意見の聴取等

関係地方農政局長は、上記の通知があったときは、法第88条第7項の規定に基づく関係土地改良区等の意見並びに関係市町村及び関係都道府県の同意を徴するものとする。

なお、関係市町村又は関係都道府県の同意を得る場合には、当該市町村又は都道府県の議会の議決を経たことを証する書面を併せ徴するものとする。

オ (略)

(5) (略)

第3 法第85条の3の申請による事業の場合

るものとする。ただし、当該換地計画に係る地域の全部について工事が完了する以前に換地処分を行う場合には、工事完了の旨の届出に代えて、換地計画決定の公告をした時にその旨届け出るものとする。

第2 法第85条の2の申請による事業の場合

1 (略)

2 市町村特別申請事業

市町村が法第85条の2第6項の規定により市町村の議会の議決を経てする同条第1項の規定に係る事業（以下「市町村特別申請事業」という。）の開始手続等については、次によるもののほか、おおむね第1の法第85条の申請による事業の場合の例によって行うものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 計画の変更

計画確定後の計画変更の取扱いについては、前記第1の5の(4)で示す関係通知によるほか、次によるものとする。

ア 計画の概要等の作成

法第87条の3第7項の規定による変更後の計画概要及び予定管理方法等その他必要な事項は、関係地方農政局長が作成し、併せて、法第87条の3第10項において準用する法第87条の2第8項の規定による公告文（案）を農村振興局長に提出するものとする。

イ・ウ (略)

エ 関係土地改良区等の意見の聴取等

関係地方農政局長は、上記の通知があったときは、法第87条の3第7項の規定に基づく関係土地改良区等の意見並びに関係市町村及び関係都道府県の同意を徴するものとする。

なお、関係市町村又は関係都道府県の同意を得る場合には、当該市町村又は都道府県の議会の議決を経たことを証する書面を併せ徴するものとする。

オ (略)

(5) (略)

第3 法第85条の3の申請による事業の場合

土地改良区が法第85条の3第1項の規定により申請する事業（以下「施設更新事業」という。）及び土地改良区が同条第6項の規定により施設更新事業と併せて行うものとして申請する事業（以下「関連施行事業」という。）の開始手続等については、次に定めるところによるほか、第1の例により行うものとする。

1～4 （略）

5 計画の変更

計画確定後の計画変更の取扱いについては、前記第1の6の例によるものとする。

なお、則第67条の6で適用する則第38条の2第2項の要件に該当し、同項の重要な部分に該当しない場合であっても、同条第1項の重要な部分に該当する場合については、関係地方農政局は、あらかじめ関係都道府県及び関係市町村と十分調整を行うとともに、関係土地改良区の総会又は総代会を通じて関係者の了解を得るようにするものとする。

第4 法第87条の2の申請によらない事業の場合

1 （略）

2 工事完了の公告及び届出等

ア 法第87条の2の申請によらない事業が工事を伴う場合の法第113条の3第3項の規定による公告及び法第113条の4の規定による登記所への届出は、前記第1の8の工事完了の公告及び届出の例によるものとする。

イ （略）

第5 法第87条の4の急施の事業の場合

1 緊急耐震工事計画の決定等

法第87条の4第1項の規定により国が行う事業（以下「耐震化事業」という。）について、緊急耐震工事計画を定める場合には、前記第1の1の（4）及び（5）並びに5の（2）の例によるものとする。

また、計画確定後の計画変更の取扱いについては、前記第1の6の計画の変更（計画の概要、同意関係を除く。）の例によるものとする。

2 工事完了の公告及び届出

耐震化事業の工事が完了した場合の法第113条の3第3項の規定による公

土地改良区が法第85条の3第1項の規定により申請する事業（以下「施設更新事業」という。）及び土地改良区が法第85条の3第6項の規定により施設更新事業と併せて行うものとして申請する事業（以下「関連施行事業」という。）の開始手続等については、次に定めるところによるほか、第1の例により行うものとする。

1～4 （略）

5 計画の変更

計画確定後の計画変更の取扱いについては、前記第1の6の例によるものとする。

なお、則第61条の7で適用する則第38条の2第2項の要件に該当し、同項の重要な部分に該当しない場合であっても、同条第1項の重要な部分に該当する場合については、関係地方農政局は、あらかじめ関係都道府県及び関係市町村と十分調整を行うとともに、関係土地改良区の総会又は総代会を通じて関係者の了解を得るようにするものとする。

第4 法第87条の2の申請によらない事業の場合

1 （略）

2 工事完了の公告及び届出等

ア 法第87条の2の申請によらない事業が工事を伴う場合の法第113条の2第3項の公告及び第113条の3の登記所への届出は、前記第1の8の工事完了の公告及び届出の例によるものとする。

イ （略）

（新設）

告及び法第113条の4の規定による登記所への届出は、前記第1の8の工事完了の公告及び届出の例によるものとする。

3 その他

耐震化事業はその緊急性や公共性の高さから、3条資格者からの申請によらず開始され、3条資格者の同意を要しないものであるが、事業の実施に当たり、都道府県がその受益者から負担金を徴収しようとする場合には、法第90条第7項の規定により3条資格者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第6 その他

1・2 (略)

3 法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2及び第87条の4の規定に基づく都道府県営土地改良事業に係る手続は、以下の事項を除きおおむね国営事業の場合と同様であるので、本通知の趣旨を踏まえ、適正に手続が行われるよう都道府県においても留意されたい。

(1) (略)

(2) 市町村特別申請事業の計画変更を行おうとする場合には、法第88条第9項の規定に基づき議会の議決を経なければならないこと。

別紙1 予定管理方法等の記載事項

国営〇〇土地改良事業によって造成される施設の予定管理方法等

1・2 (略)

3 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項
時期別の取水又は排水の水量及びその方法の概要を記載する。

4・5 (略)

別紙2 国営土地改良事業の負担金に関する事項の記載要領

第5 その他

1・2 (略)

3 法第85条、第85条の2、第85条の3及び第87条の2の規定に基づく都道府県営土地改良事業に係る手続は、以下の事項を除きおおむね国営事業の場合と同様であるので、本通知の趣旨を踏まえ、適正に手続が行われるよう都道府県を指導されたい。

(1) (略)

(2) 市町村特別申請事業の計画変更を行おうとする場合には、法第87条の3第9項の規定に基づき議会の議決を経なければならないこと。

別紙1 予定管理方法等の記載事項

国営〇〇土地改良事業によって造成される施設の予定管理方法等

1・2 (略)

3 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項
ア ダムその他の堰堤にあっては、時期別の取水又は排水の水量及びその方法の概要を記載する。
イ 揚水施設にあっては、時期別の取水又は排水の水量及びその方法の概要を記載する。

4・5 (略)

別紙2 国営土地改良事業の負担金に関する事項の記載要領

国営〇〇土地改良事業（〇〇〇〇）における事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1～3 （略）

4 市町村及び地元負担金の支払期間の始期

本事業に係る負担金の支払期間の始期は、本事業が完了した年度の翌年度の初日とする。

ただし、次の（１）から（３）までに掲げる場合は、それぞれにおいて定める年度の初日とする。

（１）～（３） （略）

5 （略）

6 特別徴収金

本事業の施行に係る地域内の土地につき法第3条に規定する資格を有する者は、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日から起算して、8年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、法第90条の2の規定により特別徴収金を徴収されることがある。

（注1） （略）

（注2） 市町村において、国・県費を除く額を全額負担する場合は、3を省略し、4、5及び6をそれぞれ3、4及び5とし、次のとおり記載するものとする。

3 市町村負担金の支払期間の始期

本事業に係る負担金の支払期間の始期は、本事業が完了した年度の翌年度の初日とする。

ただし、次の（１）から（３）までに掲げる場合は、それぞれにおいて定める年度の初日とする。

国営〇〇土地改良事業（〇〇〇〇）における事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1～3 （略）

4 市町村及び地元負担金の支払期間の始期

本事業に係る負担金の支払期間の始期は、本事業が完了した年度の翌年度とする。

ただし、次の（１）から（３）までに掲げる場合は、それぞれにおいて定める年度とする。

（１）～（３） （略）

5 （略）

6 特別徴収金

本事業の施行に係る地域内の土地につき法第3条に規定する資格を有する者は、当該事業の工事の完了につき法第113条の2第3項の規定による公告があった日から起算して、8年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、法第90条の2の規定により特別徴収金を徴収されることがある。

（注1） （略）

（注2） 市町村において、国・県費を除く額を全額負担する場合は、3を省略し、4、5及び6をそれぞれ3、4及び5とし、次のとおり記載するものとする。

3 市町村負担金の支払期間の始期

本事業に係る負担金の支払期間の始期は、本事業が完了した年度の翌年度とする。

ただし、次の（１）から（３）までに掲げる場合は、それぞれにおいて定める年度とする。

(1) ~ (3) (略)

4 (略)

5 特別徴収金

本事業の施行に係る地域内の土地につき法第3条に規定する資格を有する者は、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日から起算して、8年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、法第90条の2の規定により特別徴収金を徴収されることがある。

(1) ~ (3) (略)

4 (略)

5 特別徴収金

本事業の施行に係る地域内の土地につき法第3条に規定する資格を有する者は、当該事業の工事の完了につき法第113条の2第3項の規定による公告があった日から起算して、8年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、法第90条の2の規定により特別徴収金を徴収されることがある。